

○中国地方整備局告示第5号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成21年1月22日

中国地方整備局長 藤田 武彦

第1 起業者の名称 山口県

第2 事業の種類 一般県道新山口停車場長谷線改築工事（山口県山口市小郡下郷字堂ノ下地内から同市小郡下郷字流田地内まで）並びにこれに伴う市道及び下水道施設付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 山口県山口市小郡下郷字堂ノ下、字下松南、字寺向、字堂ノ上、字河内、字長谷西、字平原及び字流田地内
- 2 使用の部分 山口県山口市小郡下郷字堂ノ下、字寺向、字堂ノ上、字河内、字長谷西、字平原及び字流田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山口県山口市小郡下郷字堂ノ下地内から同市小郡下郷字流田地内までの延長610mを全体計画区間とする「一般県道新山口停車場長谷線改築工事並びにこれに伴う市道及び下水道施設付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般県道新山口停車場長谷線改築工事」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、本体工事の施行に伴う市道の機能を維持するための工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体工事の施行に伴い遮断される下水道施設の機能を維持するための工事は法第3条第18号に掲げる下水道法による公共下水道の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般県道新山口停車場長谷線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により山口県知事が県道に認定した路線であり、山口県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である山口県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本事業は、全体計画区間を対象として道路構造令（昭和45年政令第 320号）第4種第2級の規格に基づき、2車線の道路をバイパス方式で整備する事業である。

山口市小郡地域は県中央都市「山口」と県内有数の産業集積都市「宇部・小野田」を結ぶ交通の要衝であるにもかかわらず、規格の高い道路の整備が遅れており、南北を結ぶ唯一の主要幹線道路である一般国道9号は、朝夕のピーク時における交通渋滞や連続した信号交差点により、走行性、定時性が確保できず、円滑かつ安全な交通が妨げられ幹線道路としての機能を果たし得ない状況である。

このようなことから、市街地における慢性的な渋滞解消及び主要都市と広域交通拠点であるJR新幹線新山口駅、山口宇部空港、重要港湾宇部港等を結ぶ「山口宇部小野田連絡道路」（以下「本道路」という。）が計画され、小郡地域には本道路から広域交通拠点であるJR新幹線新山口駅へアクセスするためにインターチェンジ（仮称「長谷IC」）が計画されたものである。

しかしながら、長谷ICへのアクセス道路としては、現在市道長谷・金池線しかなく、幅員5.0mで車両の離合が困難な状況であり、長谷ICの機能が充分発揮できないことから、山陽地域の主要都市を結ぶ高速交通ネットワークの一部をなし、物流の効率化や地域産業の活性化等、当該地域の発展に寄与することを目的として、本事業が計画されたものである。

本事業の施行により、道路幅員18.0mの線形が良好な2車線道路が整備され、小郡地域が本道路と繋がることから、市街地における慢性的な渋滞解消ができるばかりか、主要都市と広域交通拠点等が結ばれ、車両走行時間の短縮、車両走行経費の節減及び当該地域における輸送力の増強等に寄与することになるとされている。

また、山口市から宇部市等の県内の主要都市への所要時間が短縮され、高速性、定時性、都市圏の交通円滑化が確保されると共に、広域交流が活発となり、県政の重点事業の一つである陸・海・空の総合交通ネットワーク形成に大いに寄与することになるとされている。

なお、本事業による生活環境へ及ぼす影響については、起業者が「山口県環境影響評価等指導要綱」（平成2年4月）等の設定基準に基づき環境影響評価を行った結果、環境保全目標は達成されるとしている。よって、本事業の施行に伴う環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記環境影響評価における調査により、本事業区間においては、環境省レッドデータブック等に定められている貴重種は見受けられなかった。

また、本事業区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地等が存在するが、起業者が山口県教育委員会と協議を行い、その保護について十分に留意し事業を進めることとされている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本事業は、山陽地域の主要都市を結ぶ高速交通ネットワークの一部をなし、既存の中国縦貫自動車道と接続することにより広域交通ネットワークを形成し、物流

の効率化や地域産業の活性化等、当該地域の発展に寄与することを目的とする、道路構造令（昭和45年政令第 320号）第 4 種第 2 級の規格に基づき、2 車線のバイパス方式の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の目的を達成すべき起終点の位置及び起終点間の路線選定に当たっては、「家屋連たん地区及び公共施設を回避すること」、「沿道開発の促進及び地域環境を保全すること」、「周辺道路網との整合を図ること」、「線形、勾配及び構造物等の技術的条件」、「事業の効率性」等のような社会的、経済的及び技術的条件について検討し、決定された。

起終点の位置選定については、本件事業計画の起点は、一般国道 9 号との接続点である山口市小郡下郷地内に決定され、終点は、主要県道山口宇部線との接続点である同市小郡下郷地内に決定された。

本件事業計画のルートは、起点を出ると同市小郡下郷地内の人家を避けながらバイパス方式にて北西に進み終点に至る延長610mのルートである。

また、本件事業の事業計画は昭和63年 7 月 8 日に都市計画決定され、平成20年 4 月 4 日に変更決定されており、事業計画の内容は変更後の都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事施行に伴う市道及び下水道施設の付替工事の計画は、施行の位置、構造及び規模等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、山口市小郡地域は県中央都市「山口」と県内有数の産業集積都市「宇部・小野田」を結ぶ交通の要衝であるにもかかわらず、規格の高い道路の整備が遅れており、南北を結ぶ唯一の主要幹線道路である一般国道 9 号は、朝夕のピーク時における交通渋滞や連続した信号交差点により、走行性、定時性が確保できず、円滑かつ安全な交通が妨げられ幹線道路としての機能を果たし得ない状況であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山口県山口市役所

第6 収用又は使用の手続きが保留されている起業地 山口県山口市小郡下郷字堂ノ下、
字下松南、字寺向、字堂ノ上及び字河内地内